2021 年度 新型コロナウィルス感染防止対策

2021年1月31日改定 波田白樺ジュニアクラブ

白樺のクラブ活動において、運営方針に「安全、健康管理を最優先します」と掲げています。新型コロナウィルスに対しては、「感染しない、感染させない」ことが重要であり、下記感染予防対策を徹底して運営して参りますので、クラブ関係者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、活動の制限等については長野県、松本市からの感染予防対策に準拠しクラブ内で検討を行い、 対応を図っていきます。

※感染防止対策はクラブ員のみではなくクラブに携わる関係者を対象とします。

【感染防止対策】

- ①大会、練習日及びイベント等のチーム活動日の集合時と終了時に、指導者及びクラブ員の検温を行い 健康状態の確認を行う。クラブ員の健康状態に異常がある場合は保護者へ連絡し適切な対応をとる。
- ②チーム活動の終了後に手洗い、アルコール消毒はこまめに行う。
- ③微熱、風邪の症状がある場合などは、無理して参加はしないこと。休んで体調の回復に努める。 ※微熱に関しては個人差がありますので普段の平熱から判断してください
- ④共有する野球道具(キャッチャー用具、ヘルメット等)は、使用前、練習中及び使用後にアルコール消毒を行う。
- ⑤タオルは共有せず各個人が持参し貸し借りはしない。
- ⑥給水する際にコップの使用は禁止し各自水筒を持参し貸し借りはしないこと。足りない場合は水筒へ補 充する。
- ⑦練習試合、大会等のシーズンは他チームと交流するため、クラブ活動日にかかわらず毎日検温を行い「検温確認シート●月度」に記録し健康状態を確認する。検温確認シートは1ヵ月分をまとめて翌月最初の練習日に事務局へ提出する。尚、月中でも提出を求められた場合は常時提出できるようにする。 記録する対象者は指導者、クラブ員及びその保護者を対象とする。
- ⑧指導者、クラブ員及び保護者はマスクを常時持参し人と接する場合は着用する。(クラブ員のグランド内の練習中及び試合中は除く)
- ⑨活動中の集合時、休憩時等は密集にならないように距離をおく。室内での活動は特に3密(密閉、密集、密接)を避け十分注意する。
- ⑩連盟主催の大会へ参加する場合は連盟発行の「大会参加における感染防止対策」を遵守し参加する。 その他の大会へ参加する場合は主催者発行のガイドラインに準拠する。

※連盟大会時の「健康チェックシート」は事務局又は指導者、「健康チェックシート:審判」は審判部長、大会観戦者の「健康チェックシート」は保護者会長それぞれが当日確認する。

【クラブ関係者が感染者又は接触者となった場合のガイドライン】

クラブ員及び指導者、スタッフ(以下クラブ関係者)が感染した場合又は、感染者と接触した場合の基本的な対応として下記のガイドラインを遵守し感染拡大を防止する。尚、異なる状況においてはその都度最善な対応を検討する。(濃厚接触者の確認が活動の有無の判断の基準となる)

- ①クラブ関係者が感染者と「感染可能期間内」(図 a)に接触があった場合に、濃厚接触者に該当するか保健所の確認待ちの期間は、クラブの活動は中止とする。(対象者は自粛すること)
- ②クラブ関係者が濃厚接触者に該当した場合は、活動中止を継続し、その間の濃厚接触者の状況(感染の有無)で活動の再開又は中止の期間延長を決定する。(濃厚接触者の定義は図 b)
- ③クラブ関係者が濃厚接触者に該当しなかった場合は、活動を任意参加で再開する。

※ただし、感染者が通学する小学校の場合は、小学校の対応(休業など)を考慮し活動休止の有無を 判断する。

- ④チーム関係者に2週間以上感染者との接触がなく、松本市の感染警戒レベル3以下となった場合は 通常の活動を可能とする。
- ⑤クラブ関係者本人が感染した場合は、クラブ活動は2週間活動を中止し、保健所の確認により接触者、濃厚接触者の特定を行い、上記手順を遵守する。
- ⑥クラブ関係者で感染者との接触が発覚した場合は感染拡大を防ぐ目的で速やかに事務局へ報告する。

■対応の手順

*接触者の確認→*その接触者が濃厚接触者に該当するか(保健所の決定)→*濃厚接触者に 該当した場合は検査結果により判断。

■対応すべき感染パターン

- ①ククラブ員及び指導者、スタッフが感染
- ②上記①の家族(同居)が感染した場合
- ③ 通学する小学校内で感染者が確認された場合
- ④指導者及びスタッフの職場で感染者が確認された場合
- ⑤前項②の職場で感染者が確認された場合
- ⑥その他感染者と接触があった場合

図 a



図 b



実際クラブ内の濃厚 接触者の確認は保 健所の判断による